

# 東海市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

## 1 見直しの背景

東海市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、平成27年3月に策定しました。

この計画は、平成27年度から31年度の5か年を計画期間としており、中間年（平成29年度）を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととなっています。

平成27年度、28年度の保育園等の実際の利用状況と、計画の量の見込（計画策定時に行ったアンケート調査等から算出）を比較すると、かい離が生じている事業や、施設の整備等により確保方策に変更が生じている事業があるため、平成29年度に計画の見直しを行うこととしました。

## 2 見直しの年度

平成30年度及び平成31年度分について、見直しを行いました。

## 3 見直しの経過

学識経験者、公募市民、子ども・子育て関係者等で構成される「東海市子ども・子育て支援会議」において、平成29年度に内容について審議を行いました。

## 4 見直しの内容

子どもの人口の推計、教育・保育の量の見込と確保方策及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策について次のとおり修正しました。

変更箇所 (該当ページ)	変更の内容	経緯・理由
子どもの人口の推移と推計 (P.8)	平成 30 年、平成 31 年の 4 月 1 日現在の子どもの人口の推計値を変更した。	平成 27 年、平成 28 年の 4 月 1 日現在の子どもの人口の実績値と推計値を比較すると、推計児童数にかい離が生じていることから、実績をベースに平成 30 年以降の子どもの人口を見直した。
教育・保育の量の見込みと確保方策 (P.63)	国の基本指針に基づき、教育・保育の量の見込みの見直しを行うとともに、確保方策の数値を変更した。	宅地開発等により、計画の推計児童数と比較し児童数が増えるとともに、女性の就業率の向上や保育所の入所要件の緩和により、3号のニーズが当初計画で想定していた数値を上回ることとなった。 確保方策については、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業での受入を新たに確保方策として位置づけた。また、私立幼稚園の新制度に移行する時期が見込みより先となったため、1号の提供量を、特定教育・保育施設から確認を受けない幼稚園に記載し直した。
延長保育事業 (P.64)	平成 30 年度以降の量の見込みを上方修正するとともに、確保方策についても上方修正した。	平成 27 年度～平成 28 年度の利用実績が当初計画を上回っていることから、実績をベースに 30 年度以降の量の見込みを見直した。また、新たに実施場所を確保し提供体制が整うことから、確保の内容についても見直した。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (P.65)	平成 30 年度以降の確保方策を上方修正した。	新たに実施場所を確保し提供体制が整ったことから、確保の内容について見直した。
子育て短期支援事業 (P.66)	平成 30 年度以降の確保方策を上方修正した。	新たに実施場所を確保し提供体制が整ったことから、確保の内容について見直した。

変更箇所 (該当ページ)	変更の内容	経緯・理由
地域子育て支援拠点事業 (P.67)	平成 30 年度以降の量の見込みを上方修正した。	平成 27 年度～平成 28 年度の利用実績が当初計画を上回っていることから、実績をベースに 30 年度以降の量の見込みを見直した。
病児・病後児保育事業 (P.71)	平成 30 年度以降の確保方策を上方修正した。	定員の考え方を変更したことから、確保の内容について見直した。
ファミリー・サポート・センター事業(就学児童) (P.72)	平成 30 年度以降の量の見込みを上方修正した。	平成 28 年度の利用実績が当初計画を上回っていることから、実績をベースに 30 年度以降の量の見込みを見直した。
利用者支援事業 (P.73)	母子保健型の保健施設を追加し、平成 30 年度以降の確保方策を上方修正した。	計画策定後に制度化され、平成 28 年度から開始した母子保健型について上乘せを行った。
養育支援訪問事業 (P.76)	平成 30 年度以降の量の見込みを上方修正した。	平成 27 年度～平成 28 年度の利用実績が当初計画を上回っていることから、実績をベースに 30 年度以降の量の見込みを見直した。



## 【平成30年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,577人	274人	1,444人	912人	180人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	-	1,984人	869人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	1,846人	-	-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	-	-	39人	18人
	企業主導型保育事業（地域枠）		-	-	12人	5人
	合計		1,846人	1,984人	920人	195人
過不足分（提供量－見込み量）		269人	266人	8人	15人	

## 【平成31年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,549人	269人	1,423人	961人	195人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	-	1,984人	869人	172人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	1,846人	-	-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	-	-	97人	36人
	企業主導型保育事業（地域枠）		-	-	12人	5人
	合計		1,846人	1,984人	978人	213人
過不足分（提供量－見込み量）		297人	292人	17人	18人	

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	246人	283人	290人	308人	375人
実 施 箇 所 数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

利用者数は、保育時間7時30分から19時までの実利用者数

#### 【アンケート等から捉えた現状と問題点】

平日に利用している定期的な教育保育事業では、「18時台」から「19時台」の利用終了時間の割合は17.6%となっています。一方で、「18時台」から「19時台」の利用終了時間を希望する割合は12.8%となっていることから、延長保育事業についての潜在的なニーズはあまりないことがわかります。

#### 【今後の方向性】

延長保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、延長保育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	401人	392人	385人	946人	946人
実 施 箇 所 数	18か所	18か所	18か所	23か所	25か所
提 供 量	401人	392人	385人	946人	946人
過 不 足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場などを提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1～3年生（市）	435人	431人	444人	457人	523人
1～3年生（民間）	41人	30人	36人	30人	29人
計	476人	461人	480人	487人	552人
4～6年生（民間）	21人	25人	20人	22人	18人

1日あたりの平均利用者数

### 【アンケート等から捉えた現状と問題点】

低学年の放課後児童クラブの利用終了時刻に対する希望は、就学児調査で「18時以降」の割合が29.2%と最も高く、次いで「17時台」の割合が23.6%となっています。また、高学年の放課後児童クラブの利用終了時刻に対する希望は、就学児調査で「18時以降」の割合が70.6%、「17時台」の割合が17.6%となっており、「18時以降」まで利用できる環境を求めるニーズが高いことがわかります。

### 【今後の方向性】

子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、新制度における基準を満たした質の向上に努め、事業内容の充実を図ります。また、本市が運営する事業においては、平成27年度から対象学年を6年生まで広げて実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量 （1～3年）	782人	790人	792人	807人	817人
見込み量 （4～6年）	145人	144人	144人	150人	150人
計	927人	934人	936人	957人	967人
実施箇所数	14か所	14か所	14か所	15か所	15か所
提供量	1,158人	1,158人	1,158人	1,163人	1,163人
過不足 （提供量－見込み量）	231人	224人	222人	206人	196人

### (3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

	(年間)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	45人	47人	0人	8人	19人
実 施 箇 所 数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

利用者数は年間の延べ利用者数

#### 【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、子どもを「泊りがけで」家族以外にみてもらわないといけないことはあったか」の質問で、「あった人」のうちの1年間の対処方法は、「親族・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が79.6%と最も高くなっている中で、「仕方なく子どもを同行させた」の割合が18.4%となっており、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもが潜在的にいることがわかります。

#### 【今後の方向性】

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であるため、ニーズは限られているものの、必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	20人	20人	20人	20人	20人
実 施 箇 所 数	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所
提 供 量	20人	20人	20人	20人	20人
過 不 足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人







## (8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） ●●●●●●●●

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となって、一時的に有償で子どもを自宅などで預かる相互援助活動組織です。依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依 頼 会 員	503人	517人	541人	511人	521人
援 助 会 員	100人	105人	113人	106人	114人
両 方 会 員	83人	86人	95人	86人	74人
利 用 者 数	1,288人	1,181人	1,377人	610人	260人

利用者数は年間の延べ利用者数

両方会員とは、依頼会員と援助会員の両方を兼ねる人

### 【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

ファミリー・サポート・センター事業の利用希望として、低学年は0.4%、高学年は0.3%の割合と非常に少ないものになっているため、今後、事業を実施していく中で、サービスが必要な人が利用できるよう努める必要があります。

### 【今後の方向性】

依頼会員については、様々な媒体や活動を通して周知を図り、援助会員については、登録時における講習会の充実を図ることで、利用を促進します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	441人	437人	438人	505人	505人
提 供 量	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人
過 不 足 (提供量 - 見込み量)	1,815人	1,819人	1,818人	1,751人	1,751人



